「学校いじめ防止基本方針」

土浦市立土浦第五中学校 令和7年3月 改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、<u>いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち</u>、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。

いじめの基本認識

- いじめはどの学級・どの生徒にも起こりうるものである
- いじめは人間として絶対に許されない行為である
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立って指導を行う
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である
- 関係者が一体となって取り組むことが絶対に必要である
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当職員、 該当生徒の学級担任

※必要に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員、該当生徒の部活動顧問、 特別支援コーディネーターを加える。

② 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ・いじめの未然防止、早期発見のための取組の企画と実施
- いじめの認知
- ・いじめへの対応方針の協議、策定
- ・いじめ対応に際しての助言、指導
- 再発防止策の協議、策定
- ・教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- 年間計画の企画と実施、点検

③ 開催

- ・定例会…年4回開催(4月、7月、12月、3月)
- ・臨時会…問題発生時 (ケース会議)

- (2) 生徒指導部会(毎週火曜日の1校時に開催)
- (3) 職員会議での共通理解(いじめ防止対策に関する研修)

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学習指導の充実

- 「規範意識、人権意識の高い学年、学級」「帰属意識の高い学年、学級」をめざし、学 びに向かう集団づくりに努める。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点(「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」)に留意した授業づくりと実践を行う。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳科の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 生徒の本心が揺さぶられる教材や資料に出会わせることで、自分自身の生活や行動を 省みる機会を作る。
- 全ての教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを 育てる。

(3)特別活動の充実

- ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、グループエンカウンター等を有効に活用し、よりよい人間関係づくりに努める。(SOSの出し方に関する教育を実施)
- ・ 毎月実施の「生活アンケート」(記名式)の結果から、生徒の実態を十分に把握し、個 に応じた適切な指導を展開する。
- 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生徒一人ひとりが活躍できる生徒会活動の運営。
- · 各種教育講演会の開催。(SCによる講演会、非行防止教室、SNS利用教室等)









(4) 相談体制の整備

毎月の「生活アンケート(記名式)」後に担任による教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。場合によっては、スクールカウンセラー・心の教室相談員とも連携を図る。

(5) SNS 等でのいじめに対する対策

- ・ 全生徒の SNS (スマートフォン、携帯電話、パソコン、ゲーム機等) に関する使用状況 調査を行い、現状把握に努める。
- ・ 情報モラルに関する講演会を通して、SNS のもつ利便性や危険性について理解させる。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発 に努める。

(6) 保護者や地域への働きかけ

・ 授業参観や保護者研修会等の開催、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

• PTAの各種懇談会や部活動保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、協力を依頼する。

(7) その他

- ・ 本県のいじめ防止等の対策として設置された「子どもホットライン」「いじめ・体罰解消サポートセンター」「いばらき子ども SNS 相談」について周知し、生徒及び保護者等が適宜有効活用できるようにする。
- ・「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての 生徒に関係する問題であるという認識の下、生徒の尊厳を保持し、その生命及び身体 を保護することを最優先する。いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対 処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアについて 生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理 的なストレスを抱えている生徒が存在すると考えられることから、以下の点について 適切に対応する。
 - ① 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題について対応する。
 - ② 感染症等に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) いじめのサインを早期に発見

いじめを早期に発見するために学級担任、教科担当等、全職員により日常的に注意深 く観察し、情報の収集に努める。

(2) 日常の観察からいじめを発見

- ・ 交友関係の変化
- ・ 体調の変化や表情の変化
- ・ 服装の乱れや言葉遣いの変化
- ケ席状況や遅刻・早退の状況
- ・ 持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・ 保健室への来室回数の変化

(3) 本人、保護者からの訴えを大切にする指導

- ・ いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についての リーフレットを配付する。
- ・ 定期的なアンケート調査を実施する(毎月の生活アンケート記名式)。
- ・ 一人一台端末による『つちまる相談室』の活用。
- 計画的な教育相談を実施する。
- 家庭訪問や個人面談で情報交換をする。

(4) 教師による直接的な発見

- ・ 報告、連絡、相談、確認、記録が随時行えるような職員間の雰囲気づくりをする。
- ・ 生徒指導部会にて生徒の様子を報告し、情報共有を図る。また、その内容に関しては学 年会においても共有する。

(5) スクールカウンセラーや心の教室相談員による助言の活用

- ・ スクールカウンセラーや心の教室相談員との情報交換の方法について、生徒指導マニュアルで明記する。
- ・ 養護教諭、教育相談主任と情報を共有できる体制づくりをする。

5 いじめの未然防止、早期発見に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	・いじめ対策委員 会 (定例会)	・i-check 分析 ・学級力向上研修	・教育相談研修	・いじめ対策委員 会 (定例会)	・生徒理解研修 ・集団づくり研修	
· 研修						
	生徒指導部会(週1回開催)					
未然防止	・SOS の出し方に 関する教育	・いじめ防止授業	・いのちの講演会	・スマホ・ネット 安全教室		・学級力向上活動 ・弁護士によるい じめ防止出前授 業
早期発見		・i-check 実施		・教育相談月間		
<i>)</i> L	生活アンケート (月1回実施)					
	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
会議			・いじめ対策委員 会 (定例会)			・いじめ対策委員 会 (定例会)
研						
•				(週1回開催)		
研			会(定例会)	(週 1 回開催) ・自己理解活動	・自己理解活動	
研修		• 教育相談月間	会(定例会)	r	・自己理解活動	

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」 を行う。
 - ・ 学年主任を中心に、情報の共有化を図り、生徒指導主事に報告するとともに他の職員 の協力を得る。
 - ・ 秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。(状況に応じて被害生徒が信頼を寄せる職員が中心になるなど、柔軟に対応する。)
 - ・ 学級活動等でいじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導にあたる。
 - 「学級づくりの時間」等、ふれあいの時間を大切にするとともに、所属感を味わえるような学級づくりに努める。

(2) 本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・ 秘密の厳守を約束し、じっくりと話を聞くなど安心感を与える。
- ・ 本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・ いじめが解決するまで、最後までしっかりと守ることを約束する。
- 基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・ 担任や学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・ 特に保護者の訴えに対しては、学年主任・生徒指導主事・教頭等も同席するなど、複数 で対応する。

(3) いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- いじめを制止し、関係生徒を残す。
- ・ 学年主任、生徒指導主事に報告し、生徒指導体制を確認する。
- ・ 学年主任を中心に対応にあたり、必要に応じて他の教師の協力を求め、その場の行為 について具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・ その日のうちに、関係生徒から個々に事情を聞き、再度事実確認をする。

(4) いじめを行っていた生徒・保護者への対応

- ・ 保護者と協力して、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭 教育の在り方等について一緒に考える。
- ・ いじめを行っていた生徒に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪し たいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に行う。
- ・ 生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめ を起こさないよう、継続的に指導する。
- スクールカウンセラー等による教育相談を活用する。

(5) いじめを受けた生徒・保護者への対応

- ・ 家庭訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・ 二度とこのようないじめが起こらないよう、指導の徹底を図ることを約束する。
- いじめを受けた生徒に対しては、様々な方向から心のケアをしていくとともに、安心して学校生活が送れるよう、全力で守っていくことを約束する。
- ・ 保護者と密に連絡を取り、丁寧に経過報告を行う。

(6) 観衆、傍観者への対応

- ・ はやし立てたりする行為はいじめを助長するもので、いじめをしているのと同じであることを指導する。また、黙って見ているだけであっても、いじめを容認していることになるということを理解させる。
- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、自分の問題として考えさせる。

・ いじめは絶対に許されない行為であり、自分たちの力で根絶しようとすることが重要 であることを指導する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき。
 - ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

(茨城県「いじめの重大事態対応マニュアル」より)

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態(疑い含む)が発生したことを市教育委員会に速やかに報告するとともに、土 浦警察署等関係機関に通報し、援助を求める。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(いじめ対策委員会)に第三者を加え た組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係 諸機関との連携を適切に行う。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な 情報を適切に提供する。
- ・ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適切に すべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・ インターネット上のいじめが増加している現代、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

いじめの察知・発見から解消に向けた対応までの基本的な流れ

- 1 いじめ (疑いも含む) の察知・発見 (現認、違和感、訴え、情報提供、アンケート等)
 - ①現認の場合は直ちに行為を制止
 - ②察知・発見した職員は関係する生徒の学年主任に報告
 - ③学年主任は生徒指導主事(集約担当)に報告
 - ④生徒指導主事は管理職に報告
 - ⑤管理職の助言をもとに生徒指導主事が対応を指示

2 基本的な初期対応

- ①被害生徒への聴き取り、心のケア、支援
- ②必要に応じて周囲から情報収集
- ③加害生徒への聴き取り
- ④聴き取った内容の整合性を確認
- ⑤聴き取った情報を生徒指導主事に報告
- ⑥牛徒指導主事は管理職に報告
- ⑦いじめ対策委員会にて、いじめの認知の有無、対応方針等を決定
- ⑧関係生徒の保護者へ連絡
 - ・被害生徒の保護者への連絡 聴き取りの内容や事実関係、今後の支援、対応方針について説明し、理解を得ると ともに協力を依頼する。
 - ・加害生徒の保護者への連絡 聴き取りの内容や事実関係、今後の指導、対応方針について説明し、理解を得ると ともに家庭での指導を依頼し、加害生徒との家庭での関わり方について助言する。

3 解消へ向けた対応

- ①いじめ対策委員会で決定した対応方針に基づいて、被害生徒への心のケア等の支援と加害生徒への指導を行う。
- ②必要に応じて、学級、学年、全校へ指導する。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員の協力を得る。
- ④被害、加害生徒、周囲の様子を継続的に観察する。
- ⑤被害、加害生徒に定期的な面談を実施し、経過を確認する。
- ⑥いじめ対策委員会にて経過を報告する。
- ⑦関係生徒の保護者に経過を報告し、家庭での様子を聴き取る。
- ※懸念事項が生じた際には速やかに生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会にて対応方 針の再検討を行う。

◆記録を確実に取る

記録の留意点

- ・「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「どのようなことがあったか」「被害生徒の心身の苦痛の有無と度合い」を明らかにする。
- ・基本的に複数の教員で行う。